

## 所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年7月22日

青森地方法務局五所川原支局 登記官 鈴木 一 幸

記

意見又は資料の提出先 青森地方法務局五所川原支局登記係

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 ( m <sup>2</sup> )
4201-2022-0001	五所川原市字錦町10-2	宅地	238.34
4201-2022-0002	五所川原市字雛田157-6	田	49
4201-2022-0003	五所川原市字雛田157-7	田	314
4201-2022-0004	五所川原市字東町18-5	公衆用道路	261
4201-2022-0005	五所川原市字東町19-11	公衆用道路	16
4201-2022-0006	五所川原市字東町21-3	公衆用道路	142
4201-2022-0007	五所川原市字布屋町25-6	公衆用道路	191
4201-2022-0008	五所川原市字弥生町4-6	公衆用道路	165